

**オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて**  
**最終報告**  
**(案)**

2016年7月21日  
オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議

## 目次

はじめに ······ 1

### 1. スポーツの価値とオリンピック・パラリンピック教育の意義

(1) スポーツの価値 ······	2
(2) オリンピック・パラリンピックの理念と オリンピック・パラリンピック教育の意義 ······	3
(3) オリンピック・パラリンピック教育の具体的な内容 ······	4

### 2. オリンピック・パラリンピック教育の推進体制と全国的なオリンピック・パラリン ピック・ムーブメントの推進

(1) 東京都におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進 ······	6
(2) 組織委員会におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進 ······	6
(3) 全国的なオリンピック・パラリンピック教育の推進体制 ······ ・全国的な体制の整備 ······	7
・政府による全国的な推進体制の構築に向けた取組 ······	8
(4) 全国的なオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの展開 ······ ・全国的なオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの推進方策 ······	9
・各地におけるスポーツ・プログラムの実施 ······	10
・社会人をはじめとする様々な世代がスポーツに参画するための取組 ······	10
・各地における事前キャンプ誘致等との連携 ······	10
・大学との連携 ······	11
・被災地と連携した取組 ······	11
・文化プログラムとの連携 ······	11
・スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催 ······	11
・日中韓三ヶ国における オリンピック・パラリンピック競技大会、国際競技大会の開催と国際交流 ···	12

### 3. 各機関におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進の方策

(1) 初等中等教育 ······	12
・学校現場での取組の推進 ······	12

・教材や事例集等の開発・ <b>共有</b> の推進	13
・パラリンピック教育に関する教材開発の促進	13
・特別支援学校における一層の取組の推進	14
・東京大会の観戦	15
・教員養成・研修の取組	15
・学校現場における専門家の活用	15
・学習指導要領への位置づけ	15
・幼児教育における取組	16
(2) 高等教育	16
・大学生への教育	16
・大学等におけるオリンピック・パラリンピック研究、 スポーツ医学や競技用具等に関する研究開発の推進	16
・大学を活用した地域におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進	17
(3) 社会教育	17
・公民館等の社会教育施設 <b>等</b> を通じた学習	18
・社会教育施設における資料のネットワーク化と活用	18
・デジタルアーカイブの構築とその活用	18

## 参考資料

○ オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 最終報告【概要】	21
○ オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議設置要綱	22
○ オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議委員名簿	23
○ 審議経過	24
○ 1964年当時の全国におけるオリンピック教育について	25

## はじめに

本有識者会議は、オリンピック・パラリンピック教育の充実やその全国展開に必要な方策等を検討することを目的として、2015年2月に設置されたものであり、6回の会議を開催し、同年7月に「中間まとめ」を策定・公表した。

さらに、2016年4月より議論を再開、3回の会議を開催し、同年7月、「最終報告」のとりまとめに至ったところである。

オリンピック・パラリンピック教育を通じて、子どもから大人まで、国民一人一人がスポーツの価値ならびにオリンピック・パラリンピックの意義に触れることは、2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）に向けた全国的な機運の醸成のみならず、それ以降の東京大会の有形・無形のレガシー創出に向けてきわめて重要な取組となる。

本有識者会議では、これまでに、各学校段階において行うべき取組やオリンピック・パラリンピック教育ならびにオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの全国展開に向けて必要な体制について検討を行ってきたところであるが、引き続き、各政府関係機関や民間機関等においては、オリンピック・パラリンピック教育の全国的な展開に向けた取組を進めることを強く希望する。

## 1. スポーツの価値とオリンピック・パラリンピック教育の意義

### (1) スポーツの価値

- スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに精神的な充足感や楽しさ・喜びをもたらし、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤となるものである。スポーツは、その喜びを通して、人々を勇気づけ、お互いを結びつけることにより、希望を生み出し、社会を変革する契機となり、多様性、寛容、公正さの尊重を促す可能性をもつ。また、スポーツを通じて、人は、自身の限界に挑戦し、これを克服し、新たな機能や学びを獲得することが可能となる。さらに、スポーツは、世界共通の人類の文化であり、国際相互理解と世界平和を促進するものである。
- 東京大会の意義・理念について、政府は、東京大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（2015年11月27日閣議決定）において、
  - ①日本を再興し、成熟社会における先進的な取組を世界に示すこと
  - ②パラリンピックの開催は、障害者の自立や社会参加を促す大きな力であり、参加国・地域数についてオリンピックとの差が縮まるよう過去最多を目指すこと
  - ③「復興五輪」として東日本大震災からの復興の後押しとなるよう被災地と連携した取組を進めるとともに、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信すること
  - ④国民総参加による日本全体の祭典とし、地域活性化につなげること
  - ⑤強い経済の実現、日本文化の魅力発信、スポーツを通じた国際貢献、健康長寿・共生社会・生涯現役社会の構築など、成熟社会にふさわしい次世代に誇れる遺産を創出すること等を掲げて、東京大会が社会を変える大きな契機となることが期待されている。
- 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）においても、多くの国民や自治体が参加する大会となること、高齢化先進国に向けた課題解決や、世界で初めて同一都市で2回目のパラリンピック夏季大会を開催する都市として、共生社会の実現・確立に向けた契機となる大会となることなどを大きな論点とするアクション&レガシープランの策定に向けた議論が進められている。
- 我が国は東京大会の招致にあたり、2013年9月のIOC（国際オリンピック委員会）総会において、世界100ヶ国において、1000万人にスポーツの協力や交

流を通じて、スポーツの価値を伝える活動をし、国内外におけるオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを推進することを約束し、「スポーツ・フォー・トウモロー・プログラム」を展開している。これは、我が国が万人のためのスポーツの普及に取り組むとともに、世界各国において、スポーツを通じた平和と開発への貢献、共生社会の実現等に積極的な役割を担おうとする取組であり、まさにスポーツを通じて世界を変えるとのコンセプトのもと実施している。

- このように、スポーツには、自己充実・変革を促す力があるとともに、社会や世界を変える大きな力があること、そして、まさに、東京大会が、スポーツの持つ価値を最大限に発揮させ、変革を促す大きな推進力となることが期待されている。

## (2) オリンピック・パラリンピックの理念とオリンピック・パラリンピック教育の意義

- オリンピック憲章によると、「1. オリンピズムは肉体と意志と精神のすべての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学である。オリンピズムはスポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものである。その生き方は努力する喜び、良い模範であることの教育的価値、社会的な責任、さらに普遍的で根本的な倫理規範の尊重を基盤とする」とされており、さらに「2. オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和の取れた発展に役立てることにある」としている。また、オリンピック・ムーブメントの目的は、「オリンピズムとオリンピズムの価値に則って実践されるスポーツを通じ、若者を教育することにより、平和でより良い世界の構築に貢献する」こととされている。
- IPC（国際パラリンピック委員会）は、「スポーツを通じ、障害のある人にとってよりよい共生社会を実現する」ことを理念として、スポーツを通じて社会の変革を推進し、インクルーシブで多様性のある社会を実現することを目指している。この目標達成のために、パラリンピックのビジョンとして「パラリンピックアスリートが、スポーツにおける卓越した能力を発揮し、世界の人々に勇気と感動を与えることができるようすること」を掲げている。このビジョンの達成により、アスリートは、卓越したパフォーマンスとパラリンピックの4つの価値（勇気 Courage、決意 Determination、平等 Equality、インスピレーション Inspiration）を発揮して、人々の障害に対する意識を変え、そして社会の変革が推進されることとされている。
- オリンピック・パラリンピック教育を進めるに当たっては、IOCの示すオリンピ

ックの3つの価値（卓越 Excellence、友情 Friendship、敬意／尊重 Respect）と、上記のIPCの示すパラリンピックの4つの価値を踏まえる必要があり、こうした基本的な価値を学び、社会の変革のきっかけとしていくことが重要である。

- 我が国において、健康長寿社会、思いやりや正義感に富んだ社会、平和と友好に満ちたグローバルな共生社会等の構築が求められている中で、オリンピック・パラリンピック教育は、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントの中核の一つであり、オリンピック・パラリンピックをはじめとしたスポーツの価値や効果の再認識を通じて自己や社会の在り方を向上させることにより、国際的な視野を持って世界の平和に向けて活躍できる人材を育成し、求められる社会の将来像を実現しようとするものである。
- 一方、ドーピングの問題やスポーツに携わる者がからむ不祥事は、スポーツの公平性や高潔性（インテグリティ）を揺るがしかねない事態を生む。オリンピック・パラリンピック教育を通じて、初等中等教育の段階からスポーツの価値やその高潔性を守ることの意味、そしてそれらを保持していくための不断の努力の大切さについて学ぶことも重要である。
- このような観点から、オリンピック・パラリンピック教育は、オリンピック・パラリンピックを題材にして、
  - ① スポーツの意義や価値等に対する国民の理解・関心の向上
  - ② 障害者を含めた多くの国民の、幼少期から高齢期までの生涯を通じたスポーツへの主体的な参画（「する」、「見る」、「支える」、「調べる」、「創る」）の定着・拡大
  - ③ 児童生徒をはじめとした若者に対する、これから社会に求められる資質・能力等の育成を推進することを目的としている。また、オリンピック・パラリンピックに関して学ぶことを通じて国民のスポーツへの参画意欲が深まり、それがさらなる学びへとつながる好循環を創り出していくことが必要である。

### (3) オリンピック・パラリンピック教育の具体的な内容

- 「オリンピック・パラリンピック教育」とは、大別して、①「オリンピック・パラリンピックそのものについての学び」と、②「オリンピック・パラリンピックを通じた学び」から構成されると考えられる。

- 「オリンピック・パラリンピックそのものについての学び」としては、オリンピック・パラリンピックに関する知識（歴史、競技種目、アスリートのパフォーマンスや努力のすごさ、オリンピック精神、パラリンピックの意義、用具の工夫・開発やクラス分け等のパラリンピックの特性等）のほか、選手の体験・エピソード、大会を支える仕組み、オリンピック・パラリンピックの負の部分と改善に向けた取組（商業主義が引き起こす歪みとIOC改革の取組、**スポーツの公平性を蝕むドーピングの問題点**とアンチ・ドーピングの取組等）について学ぶことが考えられる。
- 「オリンピック・パラリンピックを通じた学び」としては、まず、オリンピック・パラリンピックを契機としてスポーツの価値（スポーツが個人や社会にもたらす効果）を学ぶことが考えられる。具体的には、スポーツまたはスポーツマンシップが、チャレンジや努力を尊ぶ態度、ルールの尊重やフェアプレーの精神、スポーツ・インテグリティの保持、他者の尊重や自己実現、健康増進等にもたらす効果を学び、**スポーツをしようとする気運や体を動かすことへの自発的な関心の向上、生涯にわたってスポーツに積極的に参画することにつなげることが求められる。**
- さらに、平和でより良い世界を構築する次代の若者の育成という観点から、オリンピック・パラリンピックを**我が国・地域の課題**、さらには**国際社会の状況や現代的な課題**に向き合うきっかけとすることも大切である。例えば、参加国・地域の文化・言語（日本との違い）、**世界各国の国旗**、ソフト・ハード両面のバリアフリーをはじめとするアクセシビリティの実現、ボランティアを含め相互に支え合い人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の形成、自然との共存等の環境問題や国際平和・貧困・人権等の様々な地球規模の課題解決をはじめとする持続可能な社会の構築、我が国・地域の伝統・アイデンティティ・課題等に関して学ぶことが挙げられる。**また、国際的視野を持った若者を育てる上で、オリンピック・パラリンピックへの関心やスポーツの場面におけるコミュニケーションの必要性から、英語をはじめとする国際言語の能力を高めるきっかけとなることも期待される。**
- こうした学習を通じて、社会の課題の発見や解決に向けて他者と協働しつつ主体的に取り組む態度や、多様性の尊重（人間としての共通性、他者への共感、思いやり等）、公徳心（マナー、フェアプレー精神、ボランティア精神、おもてなし精神等）の育成・向上を図ることが求められる。こうした力を身につけることは、これからグローバル化が進み、変化の激しい時代を生き抜いていくために、今後ますます重要になる。

## 2. オリンピック・パラリンピック教育の推進体制と全国的なオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの推進

### (1) 東京都におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進

- 東京都では、2016年度より都内全ての公立学校において、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づき、「オリンピック・パラリンピックの精神」「スポーツ」「文化」「環境」の4つのテーマと、「学ぶ」「観る」「する」「支える」の4つのアクションとを組み合わせた多彩な教育プログラムを推進している。
- その中でもとりわけ重点的に育成すべき資質として、「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の5つを掲げ、子供たちに身に付けさせていくこととしている。この5つの資質を伸ばすため、「東京ユースボランティア」「スマイルプロジェクト」「夢・未来プロジェクト」「世界ともだちプロジェクト」の4つのプロジェクトを推進している。
- 具体的には、各学校の特色を生かし、教育活動全体を通して年間指導計画を作成し、年間35時間程度を目安に、学校全体で組織的・計画的に展開していく。さらに、特定の教科等に偏ることなく全ての教育活動で展開するとともに、学びを深めるため、体験や活動を重視し、発達段階に応じて系統的に実施していくこととしている。
- また、全校展開を進めるため、区市町村や学校を支えるための多様な支援策を講じており、「オリンピック・パラリンピック学習読本」や映像教材を作成し、全校へ配布し、活用を図っているほか、教員向けの指導書や実践事例集等の作成・配布を進めている。さらに、教員の指導力向上を図るための教員研修の拡充、各学校の取組をサポートするオリンピック・パラリンピック教育専用ウェブサイトの構築やコーディネート事業を新たに実施する予定である。

### (2) 組織委員会におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進

- 組織委員会においては、多くの若者が自らの目標を持って、自らのベストを目指す意欲を持ち、多様性を理解し、豊かな国際感覚を備えるようになることを目標として、政府、東京都、全国の地方公共団体、スポンサー企業、教育機関等と連携し、教育プ

ログラム（愛称「ようい、ドン！」）を展開していくこととしている。

- 具体的には、オリンピックの3つの価値、パラリンピックの4つの価値、東京2020大会ビジョン（「全員が自己ベスト」、「多様性と調和」、「未来への継承」）に基づいた各関係者の取組を、組織委員会が審査して認証する制度を構築し、リオデジャネイロ・オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「リオ大会」という。）後から開始することとしており、その教育プログラムの体系は、以下のとおりである。

① 東京2020オリンピック・パラリンピック教育実施校の認証

オリンピック・パラリンピック教育を体系的に推進する学校を組織委員会が認証（認証校には大会エンブレムの入ったOCOG（組織委員会）マークを付与）

② スポンサー企業による教育プログラム

アクション&レガシープランの5本の柱に合致し、スポンサー企業の特徴を生かしたプログラムを、教育実施校や地域住民等に提供

③ 大学等による教育プログラム

大学等が学生を巻き込んで企画した事業や各々の専門性を活かした授業・研究を組織委員会が認証

④ 地域の非営利団体による教育プログラム

地域の特徴を生かしたプログラムを学校等と連携しながら実施することで、世代を超えた交流や地域に根付いた取組を展開

- この教育プログラムの実施にあたっては、スポーツ庁や東京都における先行的な取組の成果と課題を検証し、今後の学校認証の展開に活かしていくとともに、スポーツ庁、都道府県教育委員会等と密接に連携しながら、オリンピック・パラリンピック教育の取組を全国に拡大していくこととしている。

（3）全国的なオリンピック・パラリンピック教育の推進体制

（全国的な体制の整備）

- オリンピック・パラリンピック教育は、初等中等教育・高等教育・社会教育等の様々な分野において、各地域の状況や特性に応じ、多様な関係者や関係団体が参画して、幅広くかつ多様に行われるものであるが、2020年に向けて全国的にオリンピック・パラリンピック教育を推進するためには、（1）及び（2）で述べた東京都、組織委員会の取組と十分な連携を図りながら、全国的あるいは地域的な推進体制の整備を図ることが喫緊の課題である。

- 特に、スポーツ関係団体においては、オリンピック・パラリンピックの競技体験活動などの取組を進めるとともに、民間企業等においても、CSRの一環等として、映像資料等の作成・提供や社内アスリートの派遣等に取り組もうとする動きも見受けられる。各実施主体や実施している取組の連携協力をを行うための仕組みを構築することにより、様々な資源の活用による教育効果の最大化を図ることが期待される。このため、国・都道府県・市町村、初等中等教育・高等教育・社会教育の関係団体・関係者、スポーツ関係団体・関係者、企業やNPO等、幅広い関係者が参画したオリンピック・パラリンピック教育を推進するためのコンソーシアムを全国レベルで形成し、オリンピック・パラリンピック教育の推進体制を構築することが重要である。その際、教育研究の成果等を有する大学等が中核的な役割・機能を果たすことが期待される。
- また、地域レベルにおいてもオリンピック・パラリンピック教育を推進する体制を構築することが求められる。加えて、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントの実施主体である、IOC及びJOC（公益財団法人日本オリンピック委員会）並びにIPC及びJPC（日本パラリンピック委員会）の積極的な連携協力も求められる。さらに、東京大会に向けては、組織委員会や東京都などにおいて、多くの人々が自らスポーツを実施するとともにボランティアを含めて大会に参加することを推進する取組が行われており、このような取組とも連携することが有効と考えられる。

（政府による全国的な推進体制の構築に向けた取組）

- スポーツ庁では、2015年度、オリンピック・パラリンピック教育の推進のための効果的な手法に関する調査研究事業として、拠点機関（筑波大学）を形成した上で、宮城県・京都府・福岡県の3府県において初等中等教育機関等と連携した実践的な取組を行った。
- このような取組を発展させ、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国に展開するために、コンソーシアムの形成をはじめとした推進体制を全国的に整備することが必要である。この点について、スポーツ庁は、2015年度の調査研究事業で実施した教材開発やモデル教育プログラム、全国の好事例の収集等の取組をベースとして、2016年度、オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業を実施している。この事業では、全国12程度の府県において、都道府県や市町村、大学、体育協会等と連携して、ネットワークを活用した市民フォーラムやオリンピック・パラリンピック競技の体験講座、教員向けワークショップを実施し、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントの普及・推進に取り組む予定である。

- リオ大会が終了し、東京大会に向けた本格的・全国的なムーブメントの展開が求められる2017年度以降は、東京都以外の全国46道府県においても実践的なオリンピック・パラリンピック教育が着実に実施されることが必要である。このような観点から、全国の拠点となる大学等を中心に、児童生徒への教育手法や教員への研修手法の全国への発信、都道府県教育委員会等のイニシアティブに基づく教育現場における教育実践の普及推進を進めていくことが有効と考えられる。
- その際、組織委員会の行うオリンピック・パラリンピック教育のプログラム・認証制度と連携して全国的な展開を進めることが必要である。具体的には、スポーツ庁において、教育委員会の職員をオリンピック・パラリンピック教育の「コーディネーター（仮称）」に指定するなど、全国46道府県における取組を財政面も含めて支援する体制を整備する一方、組織委員会においては、東京都の協力を得て専用ウェブサイトを通じた学習教材の提供等を行うとともに、オリンピック・パラリンピック教育の実施校を認証することにより大会エンブレムの入ったOCOGマークが付与される仕組みを運用していくことが必要であると考えられ、このような枠組みをスポーツ庁と組織委員会が十分に連携協力して教育委員会に周知していくことが重要である。
- また、児童生徒がオリンピアンやパラリンピアンに直接接する機会を設けることは、教育上有意義かつ効果的と考えられ、児童生徒を通じて家庭での教育効果を高めることとなる「リバースエデュケーション効果」が期待されることを踏まえれば、東京大会に向けて、汎用性のある仕組みを整備することが必要である。このため、日本オリンピアンズ協会や日本パラリンピアンズ協会と連携してスポーツ団体等の派遣側と学校等の受入側のマッチング、アスリートの派遣の環境整備・支援（派遣者に対する研修等の機会、車いすなどの競技体験のための道具の準備や会場等の環境整備、児童生徒の発達段階等に応じた教育プログラムの開発等）について、具体的な仕組み作りに取り組むことが求められる。その際、スポーツ界を挙げて、自らの経験を児童生徒や社会に的確に発信していくことができる人材の育成に取り組むことも期待される。

#### (4) 全国的なオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの展開

(全国的なオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの推進方策)

- 東京大会は、政府の基本方針において「全国的な祭典」とすることとされており、東京だけではなく、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国的に展開・推進するための取組が求められている。また、東京大会が終了した後も2020年大

会の効果が次世代に引き継がれるレガシーの創出に向けて、様々なアクションをとっていくことが重要であり、そのために、政府が全国的なオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを推進していくことはきわめて重要である。

(各地におけるスポーツ・プログラムの実施)

- 「スポーツ基本計画（2012年3月）」は、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）となること、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）となること、成人のスポーツ未実施者（1年間に）をゼロに近づけることを目標としており、生涯スポーツ社会の実現、さらには国民医療費の縮減にもつながる健康寿命の延長に向けて、国や地方公共団体等が連携して取組を推進することが求められる。このため、3. で述べる初等中等教育機関や高等教育機関、社会教育施設等におけるオリンピック・パラリンピック教育の取組の充実のみならず、総合型地域スポーツクラブ、1964年東京大会のレガシーであるスポーツ少年団やスポーツ指導者、スポーツ推進委員等と連携した地域スポーツ活動の充実、民間企業・メディア・各種団体における取組の充実が求められる。

(社会人をはじめとする様々な世代がスポーツに参画するための取組)

- オリンピック・パラリンピック・ムーブメントに関する取組も含めた、スポーツ機会の提供にあたっては、年齢や興味・関心、さらには初心者やトップレベル等の技術・技能レベルに関わらず、様々な人々が参画できるよう取り組むことが期待される。特に、スポーツを行う時間を確保することが難しい働く世代が、スポーツの価値を改めて認識し、スポーツをする習慣を身につけることができるよう~~にする~~という観点からは、社会人を対象とした取組が重要である。
- また、企業においては、スポーツを含めた余暇の時間を活用するための「ノー残業デー」などの取組や職場研修での社会教育施設等と連携したオリンピック・パラリンピック・ムーブメントに関する~~自主的~~なプログラムの活用が期待される。

(各地における事前キャンプ誘致等との連携)

- 東京大会の事前キャンプについては、組織委員会が2016年のリオ大会に合わせて事前キャンプ候補地を紹介するガイドブック等を作成する予定である。また、内閣官房東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部事務局においては、東京大会の参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として全国各地に広げ、関係省庁が各種財政支援等を行う取組を推

進しており、2016年6月までに91件、122の地方公共団体が「ホストタウン」として登録されている。このような国や組織委員会による支援の仕組みを受けて、全国各地域において事前キャンプの誘致等の取組が行われていることから、これらの動きと連携して、地域におけるオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの拡大に向けた取組を推進することが有効であると考えられる。

#### (大学との連携)

- 2016年7月現在、組織委員会と786の大学が連携協定を結んでおり、文化イベントや事前キャンプへの協力、大会機運の醸成等、幅広い分野において組織委員会と大学等が連携協力した取組の充実が期待される。

#### (被災地と連携した取組)

- 東京大会においては、大会を通じた東日本大震災の被災地への支援や復興状況の世界への発信等、いわゆる「復興五輪」としての取組が求められている。また、2016年4月の熊本地震をはじめ自然災害の多い我が国においては、災害からの復興に当たってスポーツが人々の心を勇気づけ、復興の後押しとなることが認識されているところである。このような観点から、児童生徒に対し震災の事実とともに復興五輪に向けた取組やその必要性を学ばせるなど、被災地と連携した復興と関連する取組の工夫が求められる。

#### (文化プログラムとの連携)

- オリンピック憲章や2014年12月のIOC総会で決定された「オリンピックアジェンダ2020」を踏まえれば、オリンピック・パラリンピック教育の推進にあたっては、各地域・学校で行われる文化活動や文化イベントとの具体的な連携も必要である。なお、競技に参加できない者であっても文化活動を通じて大会に参加することは可能であり、また、文化プログラムは全国各地で行うことができるため、全国的な大会機運の醸成等の観点からも、文化プログラムと連携した取組の充実が期待される。

#### (スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催)

- 文部科学省では、リオ大会後の2016年10月に、東京大会等に向けて、観光とも連動させつつ、スポーツ、文化、ビジネスによる国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論、情報発信し、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを国際的に高めるためのキックオフイベントとして、京都と東京を舞台に「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」を開催する。京都においては文化を中心としたプログラムを開催し、本フォーラムを契機に2020年に向けた文化プログラムの全国展開を推進

する。また、東京においては、ラグビーワールドカップ2019実施に関するプログラムや、オリンピック・パラリンピックに係るレガシー創出に向けた議論を行うとともに、スポーツ大臣会合を開催して、スポーツ・フォー・トゥモロー事業等での具体的な実践事例に触れつつ、スポーツ・フォー・オール、スポーツと開発と平和、スポーツ・インテグリティなど、長年のスポーツ界における重要なテーマについて議論を深めることとしている。これらの議論を深め、国内外へ発信することにより、国内外におけるオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの推進に大きな役割を果たすことが期待される。

(日中韓三ヶ国におけるオリンピック・パラリンピック競技大会、国際競技大会の開催と国際交流)

- 東京大会前後には、中国・韓国、また日本全国各地で大規模な国際競技大会が多く開催される。2018年に平昌(韓国)、2022年に北京(中国)でオリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、国内では2017年の冬季アジア札幌大会、2019年のラグビーワールドカップ、2021年の関西ワールドマスターズゲームズ2021などが開催される。また、2016年9月には日中韓スポーツ大臣会合が平昌(韓国)で開催され、日中・日韓・日中韓間等のスポーツ交流も公益財団法人日本体育協会やJOC等を中心に行われているところであり、これらを通じてアジアひいては世界に向けてスポーツの価値の共有を図り、大会開催の機運を高めていくことが重要である。

### 3 各機関におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進の方策

オリンピック・パラリンピック教育は、小・中・高等学校や特別支援学校等における初等中等教育、大学等における高等教育、社会教育施設や地域の諸団体等における社会教育において幅広く効果的かつ継続的に行われる事が求められる。また、生涯学習の観点から、学習者の発達段階やライフステージに応じた主体的な学習のための環境整備も求められる。このため、下記のように、各教育段階・分野の特性・課題に応じた実施手法を検討することが必要である。

#### (1) 初等中等教育

(学校現場での取組の推進)

- 全国的にオリンピック・パラリンピック教育を推進するにあたっては、地域や学校、

児童生徒の状況や特性等も踏まえながら、国、教育委員会、各学校等の関係者が連携協力し、幅広い教科・科目にわたる学校教育活動全体において、オリンピック・パラリンピックに関する教育を通じて、これからのお子様に求められる資質・能力を育んでいくという機運の醸成や環境の整備を行う必要がある。また、アスリートの生き方やスポーツに関する様々なキャリアを学ぶことについて、キャリア教育の視点から各学校の教育活動に位置づけることも有効と考えられる。さらに、放課後や土曜日等に地域との連携・協働により行われる様々な学習活動を活用することも考えられる。

- オリンピック・パラリンピック教育に効果的・継続的に取り組むためには、学校運営計画への位置付けなど、学校全体として取り組むための体制の整備が求められる。その際、教育委員会がイニシアティブを発揮し、域内のオリンピック・パラリンピック教育のプランを策定するなどして、各学校の教育活動の支援の充実を図ることが期待される。**また、各地域によって課題や状況は異なることから、京都府のようにオリンピック・パラリンピック教育を地域に根ざした文化と融合させた取組や長野市における一校一国運動の事例を参考としたり、まずはそれぞれの学校現場で従来から実施している教育活動の中にオリンピック・パラリンピック教育の目的に合致する教育的価値を見出し、それを活用することからスタートすることも有効と考えられる。さらに、2. で述べた「ホストタウン」の取組も活用するなどして、地域と学校が連携・協働し、各地域の特性に照らして創意工夫を図ることが期待される。**

#### (教材や事例集等の開発・共有の推進)

- 各地域や各学校においてオリンピック・パラリンピック教育の充実に取り組むためには、教育・啓発手法の開発と普及が必要であり、国においては、映像教材をはじめ、モデルとなる教材や指導参考資料の開発を推進することが求められる。また、各地域で行われている先進的な教育実践を収集し、事例集をとりまとめることも必要である。各道府県等に対して、国や東京都、組織委員会が作成した教材や事例集等の共有を行うとともに、地域の状況に応じて追加・拡充等を行うことも期待される。その際、ICTやSNSを活用して教材や事例集等の共有や活用を図ることや、教育活動自体に様々なICT技術を活用することも有効と考えられる。

#### (パラリンピック教育に関する教材開発と**体験授業**の促進)

- オリンピックとパラリンピックがそれぞれ生まれた歴史的な経緯が異なる点も含め、パラリンピック教育については、特別な配慮が必要である。また、その特性（無限の可能性や多様性等）を踏まえた丁寧な指導が望まれる。このため、パラリンピックに関する教育等を契機として、さまざまな障害を有する者に対するステレオタイプ

な考え方からの脱却を図り、障害を含めた違いを超えた人々の交流や共同学習を充実させることも重要であり、そのための教材や指導参考資料の作成、**障害者スポーツ体験学習マニュアルの充実等**の環境整備に関係団体が連携して取り組むことも必要である。

- パラリンピック教育に関しては、これまで国際的にも統一された教材がなかったことから、IPC及びその委託を受けたアギトス財団とJPC及び公益財団法人日本財団パラリンピックサポートセンター（以下「パラリンピックサポートセンター」という。）が提携して、IPC公認のパラリンピック教材の国際版（英語）及び日本国内版を同時開発することを決定したところである。この教材は6歳から12歳の生徒を対象としたシリーズの教材で構成され、パラリンピックの4つの価値とパラスポーツを軸としたアクティビティーに基づき、教師用マニュアル、評価用のツールも含まれる。他国での公式発表に先駆け、日本国内での第1版の試験運用が2016年秋に予定されている。
- パラリンピック教育については、教材による教育とともに、生徒が直接体験して「からだ」と「こころ」で理解する、パラアスリートを講師としたパラスポーツ体験授業が極めて有効である。このためのスクールプログラムがパラリンピックサポートセンターにより開発され、2016年4月より全国100校3万人（2016年度）を対象に開始されている。全国の学校からの応募が予定を大幅に上回っていることから、今後は、全国の小中高等学校において2020年までに1000校50万人の児童生徒を対象にこのプログラムを拡大していく予定とされている。

（特別支援学校における一層の取組の推進）

- 競技観戦や競技体験、アスリートに接する機会等、児童生徒が実際の競技等を実感できる機会の充実も求められる。その際、特別支援学校においては、運動部活動・クラブ活動が行われている学校が、高等部では約58%、中学部では約37%に留まっているという調査結果もあることから、特別支援学校の児童生徒のスポーツへの参画の機会の拡充という観点から、特別支援学校の体育・運動部活動への支援や特別支援学校を拠点とした地域スポーツクラブの設立等に関する取組の充実も求められる。
- さらに、2020年からの新たな特別支援教育（学習指導要領改訂）を契機に、全国の特別支援学校で、スポーツ・文化・教育の全国的な祭典（「Specialプロジェクト2020」）を実施し、特別支援学校を地域の誰にでも開かれた次世代の「共生学校」に変革することが必要である。

#### (東京大会の観戦)

- 2020年の東京大会は、我が国の子どもたちがオリンピアン・パラリンピアンに直接接するまたとない好機である。特に、障害者スポーツについては、これまで児童生徒が観戦する機会が多くなかったことから、世界最高峰のパラリンピックの競技を観戦することにより、障害者スポーツへの理解・関心が深まることが期待されるところであり、組織委員会と連携協力しながら児童生徒がパラリンピック競技を観戦する動機付けを高めるための取組を推進することが必要である。

#### (教員養成・研修の取組)

- 学校教育は、その直接の担い手である教員によるところが大きいことから、教員養成や教員研修において、オリンピックやパラリンピックへの理解を深める機会の充実を図ることが期待される。特に、**アンチ・ドーピングの取組**については、フェアプレーの精神に反するだけでなく、健康被害も大きな問題であることなども含めて教員の知識・理解を深めることが重要である。また、パラリンピックのみならず、デフリンピックやスペシャルオリンピックス等の国際競技大会や、地域における活動も含めた障害者スポーツ全般の理解の促進を図ることは、互いの個性や多様性を認め合える共生社会の形成に有用であるとともに、特別支援教育の推進にもつながるものと考えられる。なお、多くの教員がオリンピック・パラリンピック教育に携わることが期待されるが、児童生徒への指導力の向上等のための教員の自主的な研鑽の機会として、公益財団法人日本体育協会や公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が公認するスポーツ指導者の資格を教員が取得することも有効と考えられる。さらに、教員志望者が大学等に在学中に行う教育実習においても、例えば、実習先の学校におけるオリンピック・パラリンピック教育に参画するなど、オリンピックやパラリンピックへの理解を深める機会の充実を図ることが期待される。

#### (学校現場における専門家の活用)

- 児童生徒の理解を深めるには、様々なスポーツ大会の競技経験や、スポーツボランティアまたは海外ボランティアの経験のある教員を活用することや、多様な経験を有する地域人材を学校教育の場において活用することが有効である。**なお、これらの専門知識を有する人材については、初等中等教育だけでなく、高等教育、社会教育の場においても効果的に活用していくべきである。**

#### (学習指導要領への位置づけ)

- 東京大会後を見据え、2020年をゴールではなく出発点と捉えて、努力の尊さや

フェアプレーの精神、思いやりやボランティア精神、多様性を尊重する態度などを、大会のレガシーとして子供たちの中にしっかりと根付かせていくことも重要である。2014年11月の文部科学大臣諮問（「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方」）を受けて、現在、中央教育審議会において学習指導要領の改善について審議が行われている。オリンピック・パラリンピック後においてもそのレガシーを受け継ぎ、努力の尊さやフェアプレーの精神、思いやりやボランティア精神、多様性を尊重する態度などの資質・能力が子供たちに育まれることが期待される。その際、オリンピックと同様に、パラリンピックを学習指導要領に位置づけることについても検討することが求められる。

#### （幼児教育における取組）

- 上記のような取組は、基本的には義務教育である初等中等教育で行うことを想定しているが、幼児期の体験が人間形成に大きな影響力を持つことを踏まえれば、幼児教育においても、幼児の発達段階に配慮しつつ、可能な範囲での取組が行われることが求められる。なお、幼児期におけるオリンピック・パラリンピックをきっかけとした障害者スポーツの観戦や選手との交流体験は、幼児の視野を広げる上で有意義であり、その後の障害者や障害者スポーツに対する正しい理解と認識を深める上でも重要な意味を持っていることから、幼児期の教育から積極的に障害者スポーツに触れる教育の実施が重要な意味を持っている。

### （2）高等教育

#### （大学生への教育）

- 学生に対する教育においては、各大学の状況や学問分野の特性等も踏まえながら、オリンピック・パラリンピックに関する教育が幅広く行われることが期待される。特に、体育教員をはじめとする教員養成に関わる学部や課程等においては、オリンピック・パラリンピックへの理解のみならず児童生徒への指導方法等も含めた教育の充実を図ることが求められる。また、教員養成学部等以外にも、保健体育をはじめとする一般教養科目でのオリンピック・パラリンピックへの理解を深める学習機会の充実や、学部専門教育におけるオリンピック・パラリンピックを題材とした学習の工夫（例えば、国際系学部における国際専門教育においてオリンピック・パラリンピックのエピソードを題材に活用するなど）が期待される。

#### （大学等におけるオリンピック・パラリンピック研究、スポーツ医科学や競技用具等に関する研究開発の推進）

- オリンピック・パラリンピックの歴史や意義等に関する研究は、オリンピック・パラリンピック教育の充実に直接つながるものであり、大学等における研究の充実が求められる。また、トレーニングやコンディション、競技用具等に関する研究開発は、オリンピック・パラリンピックにおけるアスリートの活躍につながるものであり、アスリートの活躍やエピソード等は児童生徒にとって生きた題材となるものであることから、オリンピック・パラリンピック教育の充実の観点からも競技力向上に関する研究開発の推進が期待される。
- 特に、パラリンピックに関する取組は、パラリンピアンを外部講師として招いた上で集中的な講義を行うなどの取組も見られるが、そのような取組は緒に着いたばかりである。また、競技用具等の開発、基礎的・科学的なデータの集積・分析等のパラリンピックに関する研究開発の推進や障害者スポーツにおける競技団体のマネジメント人材の育成は、パラリンピックへの参加選手の増加やアスリートの活躍に大きく資するものであることから、大学等における取組の一層の推進が期待される。さらに、このような取組に加えて歴史や意義に関する研究を推進することは、アスリートの競技力向上のみならず、特別支援学校の児童生徒をはじめとした障害を有する者に対するスポーツへの参画の機会の拡充や努力・向上しようとする目標の提供という観点からも重要である。

#### (大学を活用した地域におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進)

- 大学等の使命・役割として教育研究に加えて社会貢献が求められている中で、大学等の高等教育機関においては、当該機関の教育研究の充実に加えて、当該機関の学生以外の多様な人々に対する幅広い学習機会の提供や、初等中等教育機関や地域社会において行われるオリンピック・パラリンピック教育に対する支援の取組の充実が求められる。
- 多様な人々に対する幅広い学習機会の提供としては、市民向け公開講座の実施、インターネット等を活用したオープンコースウェアの提供やオンライン講座の実施等により、オリンピック・パラリンピックに関する理解を深める機会の充実を図ることが必要であり、そのための学習・啓発資料の充実や情報提供・発信の工夫改善が求められる。その際、それぞれの大学等におけるオリンピック・パラリンピックに関する取組と関連付けて情報の提供・発信を行うことも有効と考えられる。
- また、ボランティアをはじめとしたオリンピック・パラリンピックに直接携わる人材の育成も重要であり、このような観点からの講座やセミナーの開設等の学習機会の

充実に取り組むことも求められる。その際、夏季等における短期集中型や夜間の実施等、社会人等が参加しやすい形態の工夫を図るとともに、参加者が学習の成果を社会的に証明・活用できるよう学校教育法第105条に基づく履修証明制度を活用することも有効と考えられる。併せて、国際系学部における通訳ボランティアの育成・提供等、学生をはじめとした学内の人的資源の活用も期待される。さらに、社会教育施設等と連携しつつ、シニア世代の学習機会の充実を図ることも有効と考えられる。

### (3) 社会教育

#### (公民館等の社会教育施設等を通じた学習)

- 東京大会に向けた全国的な機運の醸成等を進めるためには、地域住民のオリンピック・パラリンピックに関する理解を深め、地域社会全体における関心や取組の充実を図ることが重要であり、そのためには、学校教育のみならず、公民館・区民ひろばや青少年教育施設をはじめとする社会教育施設等で行われる社会教育を充実するとともに、放課後や土曜日等に地域との連携・協働により行われる様々な活動に幅広い地域住民の参加を促進することが必要である。さらに、体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等地域で活動する団体や組織を活用した地域住民の日常的なスポーツ活動への参画を一層促進することによる実践的な取組にも配慮する必要がある。
- このため、社会教育施設等で行われる学習や講座等を充実させ、好事例となる取組の情報提供・発信を自治体間で行うことが求められる。特に、シニア世代を対象としたボランティア等、海外から訪れる多様な人々に対するおもてなしを行う人材の育成に向けた学習機会の充実を図ることが期待される。その際、独立行政法人国立青少年教育振興機構が取り組んでいるボランティア養成事業を活用することも考えられる。

#### (社会教育施設における資料のネットワーク化と活用)

- 博物館や図書館をはじめとする社会教育施設等においては、オリンピック・パラリンピックを含めたスポーツに関する多様な資料を有していることから、社会教育施設間さらには他の様々な機関とのネットワークを構築し、資料の共有・活用を図ることが求められる。なお、社会教育施設等の中には、多様なデジタル資料を保有している施設もあることから、後述するデジタルアーカイブの構築にあたっては、社会教育施設等が保有するデジタル資料の活用も期待される。

#### (デジタルアーカイブの構築とその活用)

- オリンピック・パラリンピック教育の充実にあたっては、前述したとおり教材や啓発資料等におけるＩＣＴ等の活用が求められるが、さらに、東京大会に関するデジタルアーカイブを構築することは、大会の模様を後世に伝えることにとどまらず、大会後もオリンピック・パラリンピック教育に継続して取り組むために有効と考えられる。このため、東京大会のデジタルアーカイブの構築、さらには映像資料を活用したスポーツに関する教育研究の促進に向けて、過去のオリンピック・パラリンピックをはじめとする国際競技大会等の資料の活用方策やアーカイブ化・ネットワーク化について、社会教育施設が保有するデジタル資料の活用も含め、必要な調査研究を行うことが求められる。

## 参考資料

- オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて最終報告【概要】
- オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議 設置要綱
- オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議 委員名簿
- 審議経過
- 1964年当時の全国におけるオリンピック教育について

# オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 最終報告【概要】

## 1 スポーツの価値とオリンピック・パラリンピック教育の意義

### (1) スポーツの価値

- ・スポーツは、精神的な充足感や楽しさ・喜びをもたらし、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤。スポーツには、自己充実・自己変革を促す力、社会や世界を変える大きな力がある。

### (2) オリンピック・パラリンピックの理念とオリンピック・パラリンピック教育の意義

- ・オリパラ教育の推進には、オリンピックの3つの価値(卓越Excellence、友情Friendship、敬意/尊重Respect)とパラリンピックの4つの価値(勇気Courage、決意Determination、平等Equality、インスピレーションInspiration)が必要。

- ・オリパラ教育は、スポーツの価値の再認識を通じ、国際的な視野を持って世界の平和に活躍できる人材を育成するもの。

### (3) オリンピック・パラリンピック教育の具体的な内容

- ・オリンピック・パラリンピックそのものについての学び(大会に関する知識、選手の体験・エピソード等)

- ・オリンピック・パラリンピックを通じた学び(スポーツの価値、参加国・地域の文化等、共生社会、持続可能な社会等)

## 2 オリンピック・パラリンピック教育の推進体制と全国的なオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの推進

### 【東京都の取組】

- ・2016年度より、都内全ての公立学校でオリパラ教育のプログラムを推進。重点校を100校指定し、先進的取組や特色ある取組を推進。
- ・「オリンピック・パラリンピック学習読本」を全校配布。教員向けの指導書等を作成・配布。教員研修の拡充、専用ウェブサイトの構築を予定。

### 【組織委員会の取組】

- ・教育プログラム(愛称「ようい、ドン！」)を展開。
- ・リオ大会後から、東京2020大会ビジョン等に基づいた取組を認証する制度をスタート。認証を受けたオリパラ教育実施校には大会エンブレムの入ったマークを付与。
- ・併せて、スポンサー企業、大学等、地方の非営利団体による教育プログラムを推進。

### 【政府による全国的な推進体制の構築に向けた取組】

- ・リオ大会が終了し、東京大会に向けた本格的・全国的な展開が求められる2017年度以降は、東京都以外の46道府県においても実践的なオリパラ教育が実施されることが必要。

- ・国、教育・スポーツ関係団体、企業、NPO等が連携し、オリパラ教育の全国コンソーシアムを構築することが重要。
- ・スポーツ庁が、東京都(先行的な取組)及び組織委員会(認証制度)と十分に連携を図りながら、各地の教育委員会のイニシアチブに基づく取組を財政面も含めて支援する体制を整備することが必要。

スポーツ実施率向上への取組、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の活動、地方公共団体によるホストタウンの取組、被災地復興への支援、文化プログラムとの連携、スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催等を通じ、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国展開をすることが重要。

## 3 各機関におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進の方策

### 【初等中等教育】

- ・学校現場での取組の推進(教育委員会によるオリパラ教育のプラン策定、学校運営計画への位置づけ等)
- ・教材や事例集等の開発・共有の推進(国によるモデル教材等の開発、東京都や組織委員会が作成した教材・事例集の共有、地域の状況に応じた追加・拡充等、IPC・JPCが連携・開発したIPC公認パラリンピック教材の試験運用)
- ・特別支援学校における一層の取組(「Specialプロジェクト2020」等)、教員養成・研修の取組
- ・東京大会の観戦(特にパラリンピック競技を観戦する動機付けを高めるための取組)
- ・学習指導要領への位置づけ(中央教育審議会における学習指導要領の改善の審議に際して、パラリンピックの学習指導要領への位置づけをはじめ、オリパラ教育に関して東京大会後を見据えた審議が行われることを期待)

### 【高等教育】

- ・大学生への教育(教員養成学部のみならず、一般教育科目や専門教育でのオリパラ教育の充実)
- ・オリンピック・パラリンピック研究、スポーツ医学や競技用具等に関する研修開発の推進
- ・大学を活用した地域におけるオリパラ教育の推進、オリンピック・パラリンピックに直接関わるボランティア人材の育成

### 【社会教育】

- ・公民館等の社会教育施設を通じた学習、社会教育施設における資料のネットワーク化と活用
- ・東京大会後もオリパラ教育に継続して取り組むためのデジタルアーカイブの構築とその活用

## オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議の設置について

平成28年3月29日  
スポーツ庁長官決定

### 1. 趣 旨

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を成功させるために、日本全国各地にオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを普及させる必要がある。

このため、学校教育や社会教育の現場で、

- ①オリンピック・パラリンピックに関する知識・理解・関心の向上やオリンピック精神の普及
- ②異文化理解や国際理解、多様性尊重の促進
- ③「おもてなし」やボランティア精神の醸成、マナーの向上
- ④スポーツ実施率の向上

等のための取組を進めていく必要がある。

オリンピック・パラリンピック教育の実施を通じた無形のレガシーの創出という観点も踏まえ、上記取組の推進のための基本的な考え方や具体的な内容・手法について検討を行うため、スポーツ庁長官の下に有識者会議を設置する。

### 2. 検討事項

- (1) オリンピック・パラリンピック教育の基本的事項・具体的な内容
- (2) オリンピック・パラリンピック教育の推進体制
- (3) オリンピック・パラリンピック教育の推進のための効果的手法

### 3. 実施方法

- (1) 有識者会議は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 必要に応じて、委員以外の協力を得ることができる。

### 4. 設置期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

### 5. その他

本件に関する庶務は、スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課において行う。

## オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議委員

朝原 宣治	オリンピアン、大阪ガス株式会社近畿圏部地域活力創造チーム課長
池田 延行	国士館大学体育学部こどもスポーツ教育学科教授
伊藤 数子	NPO法人STAND代表理事
岡崎 助一	公益財団法人日本体育協会副会長
大日方 邦子	パラリンピアン、一般社団法人日本パラリンピアンズ協会副会長
小田垣 勉	京都府教育委員会教育長
加藤 久雄	長野市長
河合 純一	パラリンピアン、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ開発事業推進部研究員、一般社団法人日本パラリンピアンズ協会会长
佐藤 郡衛	目白大学学長
真田 久	筑波大学体育系教授
佐野 慎輔	産業経済新聞社特別記者（東京五輪・パラリンピック担当）兼論説委員
杉野 学	東京家政学院大学教授
坪野谷 雅之	立教セカンドステージ大学兼任講師
中村 健史	高山市教育長
二宮 雅也	文教大学人間科学部人間科学科准教授、特定非営利活動法人日本スポーツボランティアネットワーク講師
布村 幸彦	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長
藤田 紀昭	日本福祉大学教授
堤 雅史	東京都教育庁次長
室伏 広治	オリンピアン、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会理事／スポーツディレクター、東京医科歯科大学教授
山本 一郎	一般社団法人日本経済団体連合会オリンピック・パラリンピック等推進委員会企画部会長、JXホールディングス株式会社執行役員 総務部長
結城 和香子	読売新聞編集委員
吉本 光宏	株式会社ニッセイ基礎研究所研究理事

(五十音順、敬称略)

(平成28年7月時点)

## 審議経過

第1回 平成27年2月27日（金）

- (1) オリンピック・パラリンピック教育の取組について
- (2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の取組について
- (3) 今後の検討課題について

第2回 平成27年3月26日（木）

- (1) 筑波大学附属大塚特別支援学校における取組について
- (2) 東京都における取組について
- (3) 今後の検討課題について

第3回 平成27年4月17日（金）

- (1) 一校一国運動の取組について
- (2) 大学関係の取組について
- (3) 今後の検討課題について

第4回 平成27年5月13日（水）

- (1) オリンピック・パラリンピック・ムーブメントの推進及び普及啓発活動について
- (2) 今後の検討課題について

第5回 平成27年6月12日（金）

- (1) 中間まとめ（素案）について

第6回 平成27年7月9日（木）

- (1) 民間企業の取組について
- (2) 中間まとめ（案）について

第7回 平成28年4月6日（水）

- (1) オリンピック・パラリンピック教育の推進のための効果的手法について

第8回 平成28年6月27日（月）

- (1) スポーツ庁におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進について
- (2) 最終報告（素案）について

第9回 平成28年7月21日（木）

- (1) 最終報告（案）について

# 1964年当時の全国における オリンピック教育について

## 文 部 省

当時の文部省は、オリンピックの基礎知識やオリンピック精神を普及させるため、オリンピック読本を作成しました。

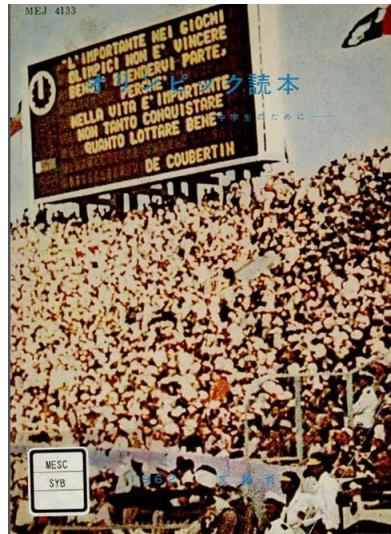
このオリンピック読本は東京都をはじめとし、地方自治体が独自の読本を作成するまでの参考資料として用いられました。

25

### 小学生向け読本



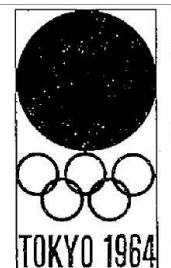
### 中学生向け読本



### オリンピックマークの説明

#### ○オリンピック東京大会のマーク

オリンピック競技大会では、それぞれの開催地の特色を表わす大会マークが用いられている。東京大会のマークは、昭和35年6月10日組織委員会で決定された。なお、このマークは亀倉雄策氏のデザインによるものである。(円は朱赤色、五つの輪と文字とわくは金色。)



# 1964年当時の全国における オリンピック教育について

## 京都市①

京都市においては、オリンピック読本を独自に作成し、オリンピックを開催することで増加するであろう**外国人観光客を迎えるにあたり、必要な心がまえと京都市民憲章**を併せて紹介しています。

### オリンピックを迎える京都市民と市民憲章

#### ③ 東京大会を迎える京都市民

オリンピック東京大会の時期（10月）には、日本を訪れる10数万人の外国人の殆んどが、京都を中心とする関西地区の観光に入洛すると予想され、京都周辺の宿泊施設などから1日平均8,000人が滞在するものと推定される。

京都市では京都国際文化観光都市建設を目指し（昭和25年10月）京都を美しく豊かにするために、市民憲章を制定し（昭和31年5月3日），平素から、外国人を迎える心がまえや態度をつくるよう、市民運動を進めて来た。特に、オリンピック東京大会は、国際文化観光都市の面目を保ち、「世界の京都」の名を恥かしめないために、市民憲章推進運動の成果を示す頃ってもない機会である。

#### 京都市市民憲章

わたくしたち京都市民は、国際文化観光都市の市民である誇をもって、わたくしたちの京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここにこの憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民が、他人に迷惑をかけないという自覚に立って、お互に反省し、自分の行動を規律しようとするものであります。

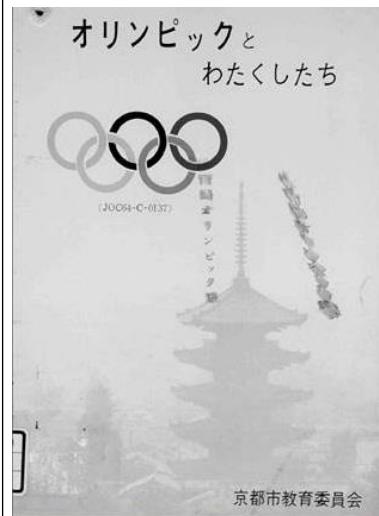
- 1 わたくしたち京都市民は、美しいまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち京都市民は、清潔な環境をつくりましょう。
- 1 わたくしたち京都市民は、良い風習をそだてましょう。
- 1 わたくしたち京都市民は、文化財の愛護につとめましょう。
- 1 わたくしたち京都市民は、旅行者をあたたかくむかえましょう。

# 1964年当時の全国における オリンピック教育について

## 京都府市②

また、1964年東京オリンピック出場を目指している郷土選手や、聖火リレーのコースを紹介しています。

### 読本表紙



### 聖火リレーコース



### 東京オリンピックを目指す郷土選手

#### (2) 東京大会を目指す郷土選手と大会役員

東京大会に活躍が予想される選手にも、京都出身や京都在住の人が相当多くいる。まだ最終予選が終わっていないので決定してはいないが、次の候補選手又は強化選手の中から相当数の人が選ばれて世紀の檜舞台で大いに活躍してくれることであろう。

表 5 五輪候補選手

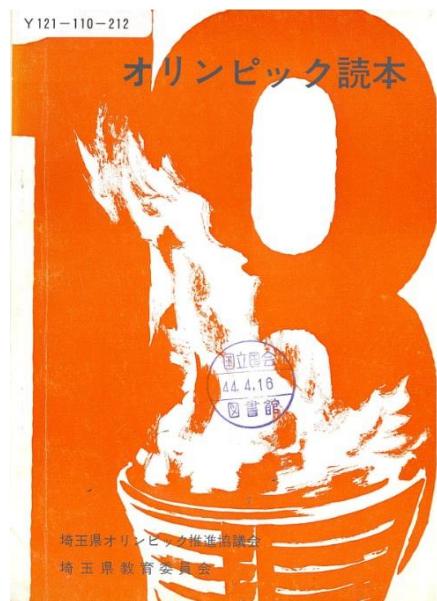
種目	氏名	現・学 校名	出身校			種目	氏名	現・学 校名	出身校		
			中	高	大				中	高	大
陸上	河津 光朗	日レ	富山	洛陽	日大	水球	皋月 啓左	早大	滋野	鴨沂	
水泳	河合 初子	主婦	高木 弘毅	東京美装					近衛	鴨沂	日大
サッカー	大西 忠生	京学大	加茂	紫野		桑原 重治	丸和鉱油				
一	釜本 邦茂	早大岡	川峰ヶ	山城		フェンシング	港井 克忠	八八電機	紫野	同大	
バレーボール	安見 啓子	倉敷旭丘	紫野			北尾 光弘	三石耐火	リック	同大		
水球	青山 礼三	川島織	近衛	鴨沂	日大	ヨット	岡本 英樹	一酒			
	川端 信弥	早大	鈴駒	鴨沂				安田 浩之助	神戸酒類販売		
	竹内 和也	大岡崎	鴨沂			ラグビー	落合 治	京都府警			関学大

# 1964年当時の全国における オリンピック教育について

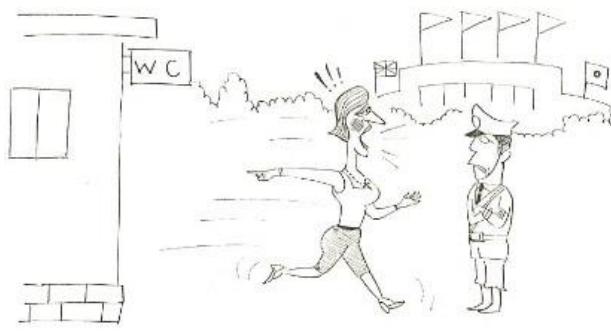
## 埼玉県①

埼玉県教育委員会が県独自のオリンピック読本を作成し、**オリンピックを迎えるにあたって必要なマナー**や**国際理解**を紹介しています。

読本表紙



コミカルな絵を利用したマナー啓発



# 1964年当時の全国における オリンピック教育について

## 埼玉県②

また、**オリンピック県民運動**、**埼玉県内の聖火リレーコース**及び**埼玉県に関係がある過去のオリンピック参加者**も紹介されています。

### オリンピック県民運動



公衆道德、公徳心  
の高揚、国際理解  
を県全体で推進し  
た。

### 聖火リレーコース



### 過去のオリンピック参加者の紹介

#### ★ 本県関係のオリンピック参加者 ★

これまでのオリンピック競技大会に参加した本県関係の競技出場者、役員の方々は次の通りです。

大 会 名	氏 名	競 技 名	①出身地 ②経歴 ③現住所
第7回(1920年) アントワープ	野口源三郎	陸上十種	①大里郡岡部村 ②埼玉師範一東京高師 ③東京都渋谷区神泉町
	蓮見 宏	陸上 800m 1500m	①大宮市 ②浦和中学一日本歯科医専 ③大宮市宮町
第8回パリ	野口源三郎	陸上監督、大会役員	
第9回 アムステルダム	野口源三郎	陸上監督、大会役員	
第10回 ロサンゼルス	蓮見 宏	陸上総監督 (指導員主任)	
	高田 通	陸上女子監督	①福島県 ②東京高師 ③東京都豊島区雑司ヶ谷
第11回ベルリン	鈴木 聰多	陸上100, 200m 1600m R	①比企郡川島村 ②川越中一慶應大学(歿死)
	伊藤 三郎	水泳 200平泳	①静岡県 ②中泉農一明治大学 ③川口市青木町
第15回ヘルシンキ 第16回メルボルン	吉野トヨ子 斎藤 博	陸上女子円盤 バスケットボール	①北海道網走市 ②中京体専一県教育局 ③川口市並木町 ①東京都 ②川越高校一立教大学一日本藝術 ③東京都杉並区和泉町
	高林 隆	蹴 球	②春日部高校一立教大学一田辺製薬
第17回ローマ	斎 祐教 杉田 美昭	漕 艇 漕 艇 監督	①秋田県 ②浦和高校一東北大学 ③宮城県塩釜市東北大學内 ①宮城県 ②東京大学一日本道路公園 ③大宮市本郷町

# 1964年当時の全国における オリンピック教育について

## 栃木県

栃木県においても、独自の読本を作成し、**オリンピックを題材にした作文コンクールの入賞作品や小中学生が作成したポスターを紹介している。**

### 栃木県の高校生が執筆した作文(抜粋)

日本が近代国家として発展するにつれ、外国からの影響は日ましに増している。私たちが学校で学んでいる英語が重要視されてきたのも、ここ2、3年のことである。それまでは『ジス イズ ア ベン』『アイ アム ア ガール』といった死んだ英語ででもまにあったのだが、今日ではそうはいかない。それこそ時代おくれである。オリンピックといえば外国の人々が多く集まることは必至で、警察でも、会社でも英会話の勉強をさせるといった急激な仕込みようだ。そういう特定の人だけでなく、かたことなりとも国民全部が話せるといったような空気にしていきたいものである。

### 栃木県の小中学生が作成した オリンピックポスター

中学校ポスター

小学校图画



# 1964年当時の全国における オリンピック教育について

## 当時の取組み例（公衆道徳高揚運動）

外国人観光客にマイナスイメージを与えないために、日本国民全体の公衆道徳の底上げを図った取組みです。  
地域によって記載されている内容に若干の違いがあります。

### 記載内容(大阪府)

私達日本人は礼儀正しいという評判を持ちながらまた一面公共物を大事にしないという欠点のあることを外国人の人から指摘されております。この際特に次のような事に気をつけましょう。

- (1) 街路樹、標識、立札等を損じないこと。
- (2) たんやつばを吐き散らしたり、汚物の不始末などがないように気をつけましょう。
- (3) 集合や約束の時間を守りましょう。
- (4) 幼い者を善導してやりましょう。
- (5) 善意銀行、小さな親切運動、その他の奉仕活動に進んで参加しましょう。

### 記載内容(栃木県)

② 公徳心を高めること。公徳心は、いろいろな場合に發揮されなければならない。そのうちでも特に目立つところは、道路のきたないこと。公園がおごれていること。街路樹が荒らされていること。酔っぱらいが道路や電車内にふらふらしていること。「たん」や「つば」が道路などに吐いてあること。立ち小便をすること。これらのことまず一掃することが最もたいせつである。

それには、国民全体が共通の基盤のもとに一致協力して行なわれなければならない。その共通の基盤として、次のようなことが考えられる。

- 社会の規律「ルール」を守る勇気をもつ。
- 利己心を抑える勇気をもつ。
- 自己を確立し、群衆心理をセーブする。
- 公共物や公共施設を大切にする。